

維持管理事業積立金の設置・管理 および処分に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、この土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理事業（以下「維持管理事業」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立および管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立金の原資)

第2条 積立金の原資は、次に掲げるものとする。

(1) 維持管理費積立金

(積立方法)

第3条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積み立てることとする。

(1) 維持管理費決済金

(2) 本積立金の運用から生ずる収入

(取崩方法)

第4条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、維持管理事業に要する費用に充当することに限るものとする。

(管理方法)

第5条 積立金の管理および運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の積立金および現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関への預貯金によるものとする。

(会計)

第6条 積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)維持管理事業積立資産の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程)

(維持管理事業積立金の設置・管理および処分に関する規程)

333(334～340欠)

[神追51]